

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和5年5月31日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200247号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300006号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年2月29日から同年3月1日まで

請求期間当時、A社で勤めており、会社がB社に吸収合併されたが、継続して勤務していた。ねんきん定期便を見て、1か月の空白期間があるのに気付いた。

請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、勤務先であるA社がB社に吸収合併されたが、継続して勤務していた旨主張しているところ、雇用保険の記録によると、請求者は、昭和59年2月29日にA社を離職し、昭和59年3月1日にB社にて資格取得していることが確認できる。

しかしながら、A社は昭和60年3月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、同社に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者原票において、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は昭和59年2月29日であり、訂正される等の不自然な点は見当たらない。

さらに、請求者は、給与明細書等の資料を保管しておらず、A社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、請求期間当時の給与明細書等の資料を保管している者はいないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。